神奈川県各市町村御中

指定管理者に対する

労働条件審査のご提案



神奈川県社会保険労務士会

〒231-0016 神奈川県横浜市中区真砂町4-43木下商事ビル4階 TEL045 (640) 0245 FAX045 (662) 9220

指定管理者の課題

指定管理事業の大半は、日常、市民と接する仕事です。



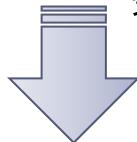








指定管理施設で働く労働者の職場環境が悪いと、 労働者の仕事へのモチベーションが下がり



そのまま放置しておくと、やがて…



- •市民に対するサービスの低下
- ・施設や市民に対する安全管理意識の欠如

このような致命的な結果 を、招いてしまう可能性 があります!

解決策



◆労働条件審査はモニタリングの心臓部

〇管理・運営上のモニタリング

・施設管理状況を点検し、運営実績を評価することは大切です。 …しかし、それだけではまだ不十分と考えられます。



〇労働条件審査の実施

施設運営の原動力である労働者の意欲は「労働環境」に左右されます。これを幅広く点検することにより、



- *コンプライアンス意識の向上が期待できます。
- * 指定管理者としての責任と自覚を促すことに繋がります。
- *住民サービスの質の向上が望めます。

社会保険労務士の活用&審査実績

〇社会保険労務士による労働条件審査を提案します。

社会保険労務士による労働条件審査は、指定管理者について、労働・社会保険諸法令に基づく規定類の整備状況やその運用実態を確認するとともに、労働者が高いモチベーションで生き生きと働くことができる労働環境にあるかを確認するものです。

〇労働条件審査の実績



県内では、平成25年度に海老名市で5施設7社で 実施し、茅ヶ崎市でも1施設の審査を行いまし た。海老名市ではその審査の効果が認められ、 26年度以降も継続的に実施される予定です。

「労働条件審査」の効果



法令違反の是正・改善、労働条件の低下を抑止

・労働基準法をはじめとした労働・社会保険関係諸法令が遵守されているかを審査し、是正や改善すべき事項を「審査報告書」として取りまとめ、 貴自治体に提出いたします。これにより、施設を担う指定管理者にコンプライアンスを徹底させることができます。



住民サービスの質的向上、生産性の向上

公共施設に従事する従業員の労働環境に対する満足度を調査し、評価した上で問題点を洗い出します。この「労働環境モニタリング」は、従業員が生き生きと働く職場環境を実現し、事業の生産性と提供される住民サービスの質を向上させる契機となるものです。



「労働条件審査」の内容

◆法令審査

書類審査

・就業規則等の規定類、賃金台帳など の帳簿書類の内容を審査し、法令上 の問題点を洗い出します。

ヒアリング

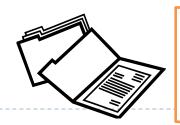
・労務担当者から、職場の実態が規定 類・帳簿類の内容どおりかどうかヒア リングを行い、確認します。

◆労働環境モニタリング

従業員 意識調査 ・良質な住民サービスを提供できる 職場環境にあるかどうかヒアリング で確認します。







「審査報告書」による結果報告

- ・審査結果が分かりやすく記載されています。
 - ・問題点を把握し、改善に活用いただけます。

最小負担で最大の効果を

ご提出いただく資料は必要最小限のものに絞り込みました。指定管理者に大きな負担をかけることなく審査を受けていただくことができます。

【ご提出いただく資料】

就業規則、賃金規程、退職金規程、時間外休日労働協定届 労働条件通知書(又は雇用契約書)、賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、 社会保険算定基礎届、社会保険標準報酬月額変更届

* 社会保険労務士には法令により守秘義務が課されています。また、審査業務に携わる審査員から「守秘義務誓約書」を取りつけ、事前に貴自治体に提出します。

審査の標準費用 1社の審査につき120,000円

問合せ先 神奈川県社会保険労務士会 事務局長 山口秀夫 TEL 045(640)0245